

修正一覧表

「大津町障がい者基本計画」(令和6年3月策定)の記載内容を、下記のとおり修正いたします。

(令和7年7月修正)

●大津町障がい者基本計画

箇所	修正前(現行)	修正後
【66ページ】 第4章 施策の展開 6 障がい児支援の充実 (3) 特別支援教育の充実 「取り組みの方向性」	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた、特別支援教育を推進するとともに、<u>主に知的に障がいのない子どもについて、通常学級でも学べるような、インクルーシブ教育の実践にむけた環境の整備</u>に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携し、<u>一人ひとりの状況に応じた進路相談</u>に取り組めます。	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、<u>障がいがある子どもと障がいがない子どもが、可能な限り同じ場で共に学べるようなインクルーシブ教育の実現に向けた環境整備</u>に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職や家族等と連携し、<u>子ども一人ひとりの状況に応じた学びの保障と進路相談</u>に取り組めます。
【66ページ】 第4章 施策の展開 6 障がい児支援の充実 (3) 特別支援教育の充実 ■主な取り組み	概要 インクルーシブ教育の推進 内容 ○障がいのある児童生徒とない児童生徒が、同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の<u>推進</u>に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門職とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の<u>提供</u>に努めます。	概要 インクルーシブ教育の推進 内容 ○障がいのある児童生徒とない児童生徒が、同じ場でともに学ぶインクルーシブ教育の<u>実現</u>に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門職とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」を<u>行うこと</u>に努めます。

●大津町障がい者基本計画(概要版)

箇所	修正前	修正後
【5ページ】 基本方針6 障がい児支援の充実 (3) 特別支援教育の充実	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた、特別支援教育を推進するとともに、<u>主に知的に障がいのない子どもについて、通常学級でも学べるような、インクルーシブ教育の実践にむけた環境の整備</u>に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携し、<u>一人ひとりの状況に応じた進路相談</u>に取り組めます。	障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、<u>障がいがある子どもと障がいがない子どもが、可能な限り同じ場で共に学べるようなインクルーシブ教育の実現に向けた環境整備</u>に取り組みます。また、特別支援教育コーディネーター等の専門職や家族等と連携し、<u>子ども一人ひとりの状況に応じた学びの保障と進路相談</u>に取り組めます。